

誰もが暮らしやすい街になるために

## 福岡市障がい者差別解消条例

ができて3年が経ちました

福岡市障がい者差別をなくす会 代表 向井 公太

「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」  
(通称：福岡市障がい者差別解消条例)は平成31(2019)年1月1日に施行されました。

2006年に千葉県で国内初の障がい者差別禁止条例ができて以降、北海道、岩手県、さいたま市、熊本県など、各自治体で条例の制定が進みました。

福岡市では平成25(2013)年、50を越す障がい者団体や関係者による「福岡市障がい者差別禁止条例をつくる会」(以下つくる会)が発足しました。差別体験アンケートの実施、行政との度重なる協議を重ね、5年間の粘り強い運動の結果、福岡市でも条例が施行されました。

それに伴い、「つくる会」は「福岡市障がい者差別をなくす会(以下なくす会)」へと引き継がれ、3年が経ちました。現在は、なくす会では、条例を通して、障がいのある人々が、より住みやすい社会になるための運動に進んでいます。

福岡市が設置する差別解消推進会議には5名、相談部会には3名の委員をなくす会から出し意見を述べます。

また障がいのある人もない人も、より暮らしやすい福岡市をつくるための条例改正に向けて会の内部や福岡市とも協議を続けています。条例制定後の変化や現状を確認するために、当事者や市民へのアンケートも実施し、差別がなくなることを目指して活動を続けています。

障がい等のある人の割合は福岡市民の約7%です。

また福岡市の令和2年の市民意識調査で、条例の存在そのものを知らない市民が7割にも上ることが明らかになりました。

障がいの有無に関わらず誰もが生きやすい福岡市にするためには、より多くの人にも、障がいや障がい者に対する理解が進み協力が得られるような取り組みが重要です。

条例をつくるから差別をなくす取り組みへの深化は、なくす会の本命であろうと思っておりますし、この大きな道筋を見失ってはいけないと考えます。

市民がお互いを理解し、住みやすい福岡市にしようとしなければ、決して誰もが生きやすい福岡市づくりに向けて前進はないでしょう。このことについて、なくす会の会員の皆様と会員ではない方のご意見を聞きながらさらに取組みを進めていかなければと思います。

皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

障がい者  
差別解消条例が  
できて  
3年たちました



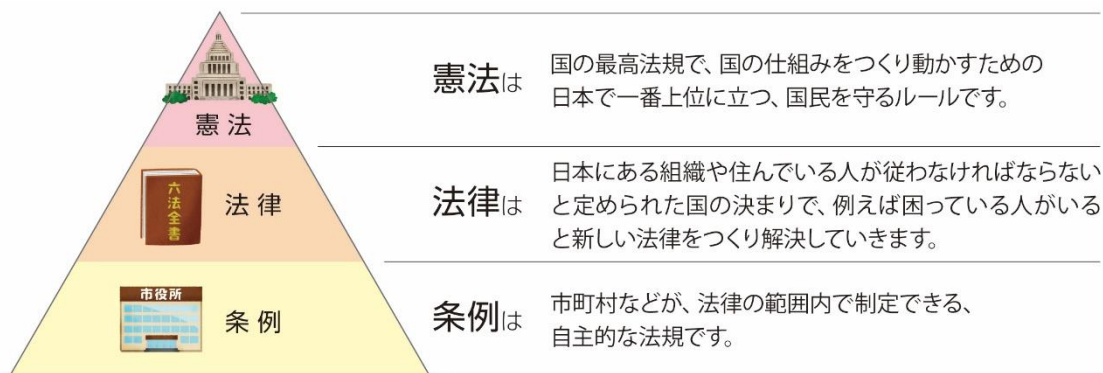
ふくおか官兵衛くん

# 条例を知って誰もが暮らしやすい街 福岡をめざそう

文：障がい者より良い暮らしネット

監修：障がい者差別をなくす会 代表 向井公太

## 1. 条例って何ですか？



日本国憲法には3つの基本原理が定められています。

- 国民主権（国民による政治）
- 基本的人権の尊重（個人の尊重）
- 平和主義（戦争の放棄）

基本的人権は人が生まれたときから持つ、人間らしく幸せに生きる権利です。

国は、社会で差別や不利益を受ける人々がいなくなるように、人権の保障を推進することを法律で決めています。

障がい者に関する法律は1ページにあるようにたくさんつくられてきました。

さらに、この福岡市という地域の実情に合わせた取り組みが行われるために福岡市障がい者差別解消条例が制定されました。

条例を知って  
誰もが暮らしやすい街/  
福岡をめざそう！



ふくおか官兵衛くん

### 福岡市障がい者差別解消条例が目指すものは

- すべての人が個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること
- 障がいのある人も社会の一員としてあらゆる分野の活動に参画し、政策決定にかかわること
- すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会

## 2. 障がいて何ですか？

福岡市の条例では障がいを「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁（バリア）によって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。障がい者手帳を持っているかどうかは問いません

この社会で暮らしている人はすべて、一人ひとり違いがあります。

お年寄りの方には、元気に歩ける人、杖を使う人、手押し車のようなカートで体を支えながら歩く人など、それぞれ違います。

若い方でも目が見えにくい人もいれば、耳が聞こえにくい人もいます。

体の不自由な人や外見ではわからない病気を抱えている人もいます。

その人たちは一般的に作られた環境や社会の仕組みでは生活しにくいことがたくさんあります。

以前は、その生活しにくさは個人の問題だと考えられていました。

例えば、「車いすを使っているからバスに乗れないのは仕方がないこと」と思われていました。

しかし、そのような考え方は、少しずつ変化してきました。

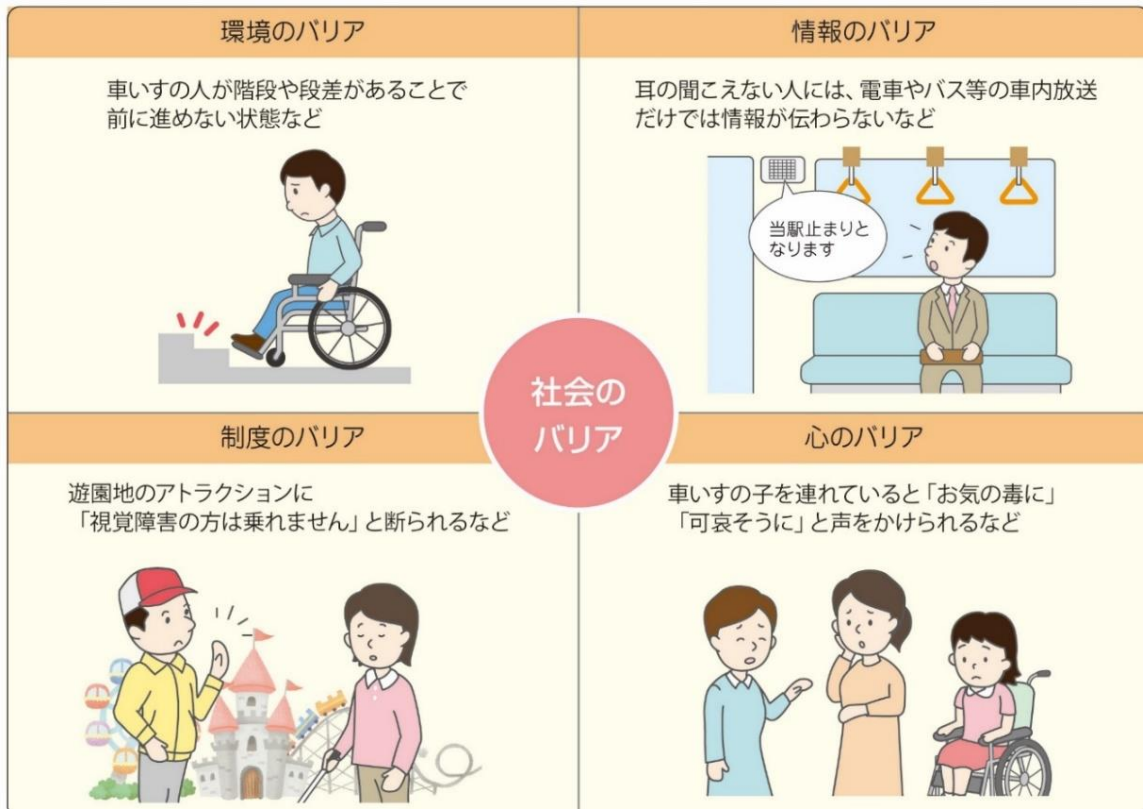
「車いすでも、バスの床を低くしてドアを広くすれば乗れます。」

つまり、「障がいはその人にあるのではなく、社会との関係にある」と考えられるようになりました。

「障がいがあるために生活しづらいこと、困ることなどを解消すれば、どんな人でもこの社会の一員として、同じように活動できるよね」という考え方に変わってきました。

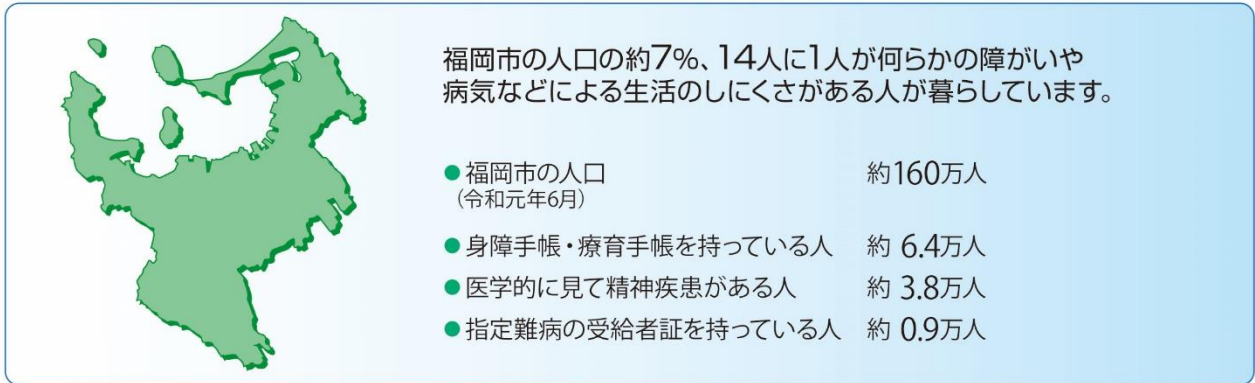
このような考え方を「社会モデル」といいます。

社会モデルの障壁（バリア）は大きく4つの種類に分けることができます。



### 3. 福岡市に障がいのある人はどれくらいいるのですか？

福岡市には **14 人に 1 人**が、何らかの障がいや病気などによる生活のしにくさがある人が暮らしています。※日本全体では人口の 7.6%。(内閣府・障害者白書 2019 年)



令和元年実施 福岡市障がい児・者等実態調査より  
(発達障がい児者は正確な人数の把握ができていないので含んでいない)

### 4. どんなことが障がい者差別に当たるのですか？

福岡市条例では客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別の事情がない限り、「**不当な差別的取扱い**」「**合理的配慮の提供をしない**」ことを差別としています。

#### 不当な差別的取扱いとは

「障がいのある子どもはプール施設を利用することはできません」  
など、障がいを理由にほかの人と違う扱いをすることです。

身体障がいのある人が補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）と一緒に施設や交通機関を利用することを拒むことも差別的取扱いになります。

#### 合理的配慮の提供とは

障がいのある人が社会の中で出会う、困りごとや障壁（バリア）を取り除くための調整や変更のことです。

- 段差や階段にはスロープやエレベーターを付けるなどして誰でも使いやすくする。
- バスや電車の案内などを音声だけでなく電光表示器などでも行う。  
などを無理のない範囲で行うことです。

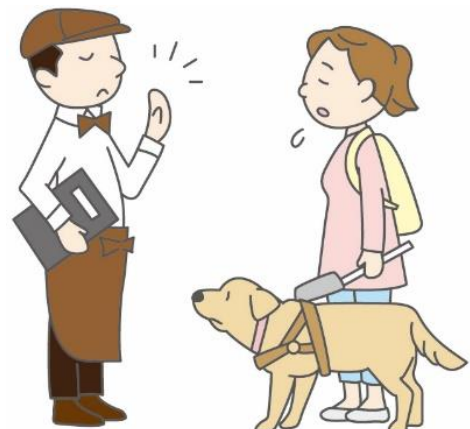
### 5. 福岡市に障がい者差別はあるのですか？

平成 26 年に障がい者差別禁止条例をつくる会で、「障がい者差別体験アンケート」を実施しました。

1,148 人から、1,132 件の差別体験が寄せられました。

#### 事例)

- 幼稚園の入園申し込みをしたら、保育士の人数が少なく行き届かないという理由で断られた。
- 住居を探そうとしたが、車いすという理由で何件も断られた。



- 小学校で、特別支援学級の保護者たちから、親学級にもっと交流させてくれるよう校長に相談したら、校長が10cmほどの厚みの束を出し、「これはいじめの記録です。こうなりたいですか?」と言った。いじめを阻止しないのか尋ねたところ、「子どもと親の自己責任で、学校側は迷惑している。これ以上迷惑をかけないでくれ。」と言われた。特別支援学級の保護者に新聞記者がいることがわかったら交流を始め、二度と校長が話し合いに出ることはなかった。

(福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会 平成27年 差別体験アンケート最終報告書より引用)

## 6. 条例で大切にしていること

差別の項と重なるのですが、**福岡市の条例は次のことを大切にしています。**

### 合理的配慮の提供

障がいのある人から障がいが原因で困ると言われたり、または困ることが予想されるとき、福岡市や事業所、関係者たちが、障がいのある人が困ることがないように、お互いがよく話し合って無理のない範囲で必要な手立てを行うことです。例えば

- 知的障がいや精神障がいの人が普通の説明ではわかりにくそうにしていたら、ゆっくり易しい言葉で丁寧に説明する。
- 視覚障がいの人が商品の内容がわからないようなときは、説明書きを読んであげるなど、ハード面では
- 車いすの生徒がいる学校では、エレベーターを設置する、段差にはスロープをつける、それが重い負担になるときは教室を1階にする などです。

福岡市市営地下鉄では2003年からホームドアの設置を開始、JRや私鉄などでも設置を進めています。低床バスも導入が進んでおり、お年寄りやベビーカーも利用しやすくなりました。

これらも合理的配慮の例です。

**障がいのある人が使いやすい施設や環境は、誰もが使いやすいものになるのです。**

### 不当な差別的取り扱いをしないこと

- 大きな入浴施設に弱視の友人と入館しようとしたら、障がいを理由に断られた。
- ジェットコースターが大好きな知的障がいのある息子とある有名な遊園地に行ったときのこと。その日もジェットコースターの順番待ちをしていたら、係員に「乗車できません」と言われました。



ほかの遊園地で問題なく何回も乗っていることを説明してもわかってもらえず、相手の強い口調と周りにいる人の視線に負け、結局引き下がりました。30分も待たされた挙げ句、楽しみを取り上げられ、一番悲しい思いをしたのは障がいを持った息子だったと思います。

(平成27年なくす会アンケート最終報告書より引用)

というものがありません。

問題が起こった時には一方的な判断で決めつけず、十分に話し合いをして、建設的な対話を通して解決方法を探ることが大切です。

## 7. 条例施行後、福岡市の対応はどのように進んでいますか？

- 福岡市障がい者差別 110 番が新設されました。各区の障がい者基幹相談支援センター（市内 14 か所）でも相談を受けられるようになりました。  
本人や家族だけでなく、関係者、事業者などからの相談も可能です。
- 問題が起こったときは障がい者 110 番のスタッフや専門家が間に入り、双方の意見を聞き、建設的に解決するように努めます。
- それでも解決しないときは福岡市が対応に当たります。
- 福岡市が「障がい者差別解消推進会議、相談部会や差別解消審査会」を設置し、差別の解消や、事例が発生した時には建設的な対話を通じて問題の解消に努めます。

福岡市は多様なツールを作り、啓発に取り組んでいます。（以下は一例です）

### ●障がい者差別解消啓発動画フルバージョン

<https://www.youtube.com/watch?v=ahGHQlzYRzk>



このQRコードから  
ユーチューブがご覧になれます。



児童向けリーフレット  
「障がいについて考えてみよう」



福岡市広報紙  
「心のバリアフリー」

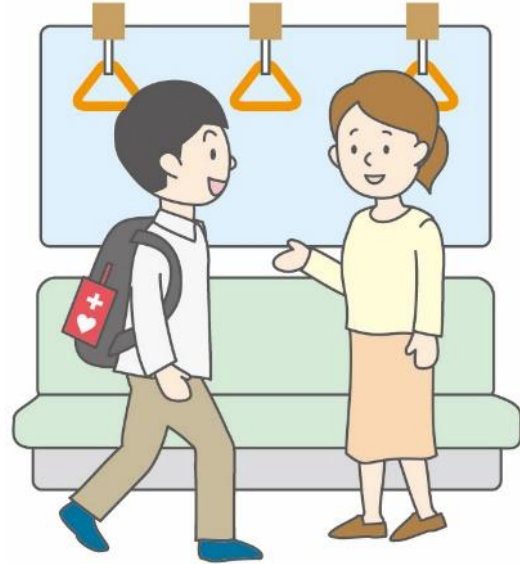
## 8. 条例ができてから社会の変化は起きていますか？

なくす会では令和3年にアンケートを行い、差別体験とともに「優しくされたこと、うれしかったこと」などについて事例を集めました。

そこでは、**障がいを取り巻く社会の様子が、明らかに良くなってきている**ことがわかりました。

交通機関、サービス、教育現場、医療機関、そして地域の方々の温かい言葉かけや優しい配慮がされていることがわかる 142 件の回答がありました。

- 近所の方が雨の日、ゴミ出しが困るだろうとわざわざ家に来てくれて手伝ってくれた
- エレベーターを譲ってくれた
- ヘルプマークに気が付いて席を譲ってくれた
- レジでお金を払うとき時間がかかっても優しい態度で待ってくれた
- どうしても声が出てしまう方と外食したとき、お店の方にお詫びを言うと、「気にしないで！また来てください」と言われて嬉しかった



など街の人、お店の人、バスの運転手さん、病院の受付の人、などの温かく優しい心遣いが事例の中にたくさんありました。

福岡市の街は、こんなに優しい街になりつつあります。

しかし、**差別の事例も 87 件**ありました。

**令和3年度の障がい者 110 番には 33 件の相談**があることが福岡市から公表されています。

まだまだ障がい当事者が、日常的に生活のあらゆる場面において、さまざまな差別に直面している実態は残っているようです。

## 9. 条例施行3年目の見直しについて、どのように進んでいますか？

条例では必要であれば施行3年後に条例見直しをすることが決められていました。

なくす会でも、条例できめたことを見直したほうが良い点があると考えており、平成4年度から「福岡市障がい者差別解消推進会議」で議論が始まっています。

全8回が予定されており、令和5年度には改正が実施される予定です。

障がい者  
差別解消条例が /  
できて  
3年たちました



ふくおか官兵衛くん